

改 正 案

（法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第四号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号及び第六号から第十一号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第二号まで及び第五号から第十号までに掲げるものとする。

一 略

二 当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容

三 当該建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ 建築基準法（昭和二十五年法律二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

ロ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

四 地方公共団体

現 行

（法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号及び第四号から第九号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号及び第三号から第八号までに掲げるものとする。

一 略

二 当該建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨

五
九
略

律第八十一号) 第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築
住宅であるときは、その旨

三
九
略